

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊干拓土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）三豊干拓地区）を行うことについて令和2年8月31日相当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和2年9月16日から同年10月6日まで縦覧に供する。

令和2年9月8日

香川県知事 浜 田 恵 造